

藍住町社会福祉協議会 災害ボランティア登録要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、災害発生時に自発的に支援活動を希望する個人（以下「災害ボランティア」という。）が、災害現場において、迅速かつ効果的に支援活動が行えるように事前に登録を行い、平常時より災害ボランティア同士の連携と協働を支援することを目的とする。

（登録機関）

第2条 登録は、社会福祉法人藍住町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

（登録条件）

第3条 災害ボランティアとして登録できる者は、登録しようとする年度の4月1日現在で満15歳以上である者とし、18歳未満（ただし、学生の場合は18歳になる年度の末日まで）の場合は、保護者の同意を得た者とする。

（登録手続き）

第4条 災害ボランティアに登録をしようとする者は、「災害ボランティア登録申込書」（様式1号）を社協会長に提出するものとする。

2 社協会長は、前項の申込書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、別に定める「災害ボランティア登録台帳」（様式2号）に登録するものとする。

3 社協会長は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対し、「災害ボランティア登録証」（様式3号）を発行する。

（個人情報の取扱い）

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

（情報提供）

第6条 社協は、登録者に対し、災害ボランティアとしての活動に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報及び研修機会の提供に努めるものとする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、「災害ボランティア登録変更届」（様式4号）を社協に提出するものとする。

（登録の削除）

第8条 社協会長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

- (1) 登録者が、「災害ボランティア登録辞退届」（様式5号）を提出したとき。
- (2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、社協会長が登録者として不適格と認めるとき。

2前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を社協会長に返還しなければならない。

（保険加入）

第9条 登録者が災害現場で支援活動を行う場合は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は登録者自身が負担するものとする。

（補 償）

第10条 登録者が支援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 8月22日から施行する。